

特例制度が適用される方のデマンド型交通の利用イメージ図

(例) Bさんは滝野地域に自宅があり、自宅はバス停の近くにあります。

①自宅からバス停の近くにある目的地1に移動したいと思い、デマンド型交通を利用しようと思いました。

(答) 特例制度が適用される方は、「バス停が近くにある乗車場所」から、「バス停が近くにある降車場所」への移動はできるため、**デマンド型交通を利用できます。**

②自宅から加東市役所に移動したいと思い、デマンド型交通を利用しようと思いました。

(答) 滝野地域から社地域の一部目的地（加東市役所、加東市民病院、やしろショッピングパーク Bio に限る。）への移動ができるので、**デマンド型交通を利用できます。**

③Bさんは自宅から加東市役所へデマンド型交通を利用して移動した後で、加東市役所から社地域にある目的地2に移動したいと思い、デマンド型交通を利用しようと思いました。

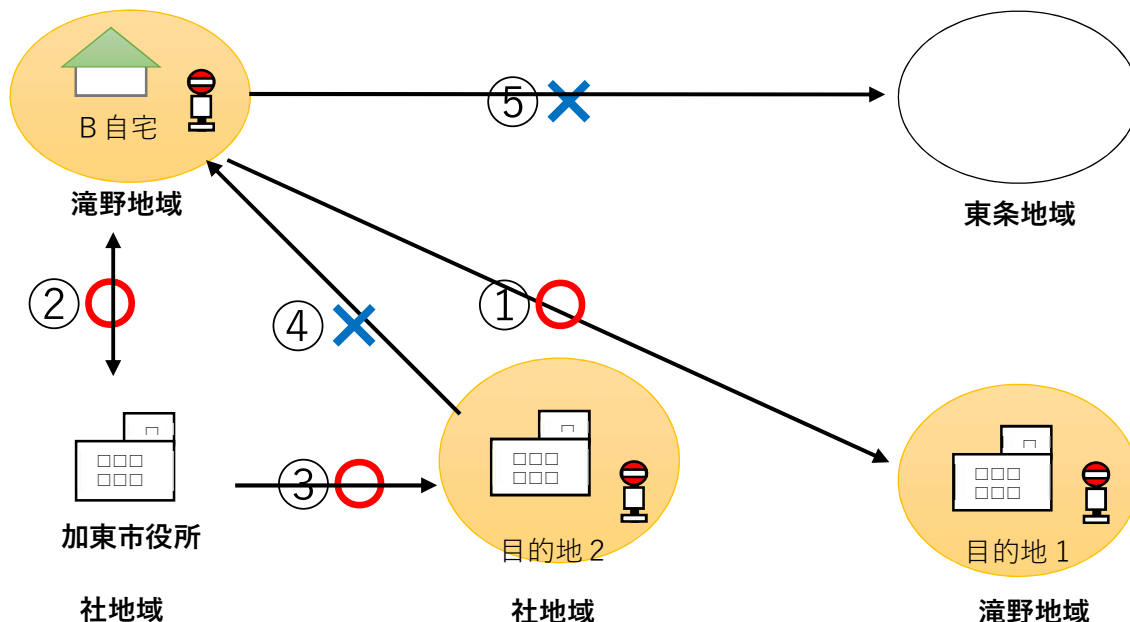
(答) 社地域から社地域への移動ですので、**デマンド型交通を利用できます。**

④Bさんは目的2から自宅に移動したいと思い、デマンド型交通を利用しようと思いました。

(答) 社地域の一部目的地（加東市役所、加東市民病院、やしろショッピングパーク Bio に限る。）を出発地とした場合、滝野地域・東条地域の目的地への移動は可能ですが、それ以外の地点を出発した場合、**デマンド型交通を利用できません。**

⑤自宅から東条地域の目的地へ移動したいと思い、デマンド型交通を利用しようと思いました。

(答) 旧町を超える移動はできないので、**デマンド型交通を利用できません。**



※ ● は、バス停から近くにあることを示しています。